

令和8年度男鹿市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1. 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、男鹿市が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者就労施設で就労する障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

2. 適用範囲

本方針の適用範囲は、男鹿市の全組織とする。

3. 方針の対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、法第2条第4項に規定する施設とする。

4. 方針の対象となる物品等

男鹿市が障害者就労施設等から調達する物品等は以下のとおりとする。

なお、障害者就労施設等の物品の開発、充実等に応じて適宜見直しを行うものとする。

- (1) 事務用品、食料品、小物雑貨などの物品
- (2) クリーニング、清掃・除草などの役務

5. 物品等の調達目標

調達目標は、前年度実績を上回るよう努める。

6. 調達の推進方法等

この方針を推進するため、障害者就労施設等への発注に関して、障害者就労施設が提供することができる物品等を確認のうえ、庁内各部署へ情報提供し、可能なかぎり障害者就労施設等への発注に努めるものとする。

7. 調達実績の取りまとめ

調達実績については、会計年度終了後、障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要を取りまとめ、ホームページ等で公表する。